

今、どこにいる児童・生徒たちとともに考える人権教育を～反差別の教育にどう取り組んでいくのかを考える～



2026 年度

泉北地域交流部会

府立人研だより

大阪府立学校人権教育研究会事務局

2026 年 6 月 12 日 第 8 号発行

少年法は、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続きなどについて定めた法律です。そして、「犯罪を犯した少年」や「非行少年」はたとえ警察に連れていかれても、ほとんどが社会（家庭や地域で）生活するようになります。それは家庭裁判所が、様々な検討を行った結果、社会生活の中で教育・支援を受けるのがその子どもにとって良いという判断に基づいています。ならば、そのような少年に対し地域の学校がどのように受け入れ、家庭や地域の機関などどう連携し支援していけばいいのか、私たちは知っておく必要があるのではないのでしょうか。昨年度府立人研では、7 月に地域交流部会（泉北・泉南地域）で少年院見学（和泉学園・泉南学寮）、1 月の研究集会では「少年司法がめざすもの」と題し講演をいただきました。それに引き続き、今回は堺にある大阪法務少年支援センター（大阪鑑別所）の見学を企画しました。初めて少年司法について学ぶ方から、今まで実際に関わったことのある方まで、「今自分の学校で・地域で」という観点で一緒に学んでみませんか。

泉北地域交流部会（旧 8 学区）

少年司法の理解と学校の役割

～少年司法の基礎・連携・予防まで～

日 時：7 月 3 日（金） 14：00～17：00（受付 13：30～）

会 場：大阪少年鑑別所（住所：堺市堺区田出井町 8－30）

■ 内容 ・「大阪少年鑑別所」概要（講話）

少年司法の基礎的な知識から、現状まで幅広く教えて頂きます

- ・施設の見学
- ・質疑応答

■ 参加には見学先の事情により事前申し込みが必要です

- ・6 月 23 日（火）までに右上の 2 次元コードよりお申し込みください。
- ・見学には人数制限がありますので、先着順で受け付けます。
- ・定員を超えてお申し込みいただいた方には、府立人研よりメールでお知らせします。



大阪府立学校人権教育研究会

〒533-0024 大阪市東淀川区柴島 1-7-106 府立柴島高等学校内

（通郵便は「府立人研」とお書きください。）

TEL・FAX 06-6324-3822（直通）（お電話の場合は、火曜日をお願いします。）

E-Mail furitsujinken@nifty.com（お問い合わせは、なるべくメールをご利用ください。）

U R L <https://furitsujinken.in.coocan.jp/>



府立人研 H P も
随時更新中です！

「府立人研だより・通信」の掲示・配布をお願いいたします。各校の人権教育の充実にお役立ていただけましたら幸いです。

■会場アクセス

大阪少年鑑別所

住所：堺市堺区田出井町 8－30



●浅香山駅(南海高野線)より南へ約 710m

●堺市駅(阪和線)より北西へ約 860m

●綾ノ町駅(阪堺電気軌道阪堺線)より東へ約 980m